

その取組を充実させることが、そのまま、わが国の障害者の生活の質の向上に直結する。当学院に、養成課程が初めて設置されたことなどを契機として、その国家資格化をみた言語聴覚士、義肢装具士及び手話通訳士は勿論のこと、視覚障害生活訓練専門職員やリハビリテーション体育専門職員のそれぞれの専門職種が、わが国における医療福祉の分野において役立っていることを見れば、この主張があながち誇張に当たらないことは明白であろう。したがって、学院がこれまでの経験と実績の積み重ねに裏打ちされた現在もち得る機能を、今後においても存続させることは必須の事項である。

○ 大学全入時代を迎え、学院の入学試験応募者は今後漸減すると考えられる。前述通りにこれまで果たしてきた大きな役割を継続するためには常に優秀な学生を必要な数だけ確保する必要がある。そのため視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科が養成する専門職にしかるべき国家資格を授与できるような制度の創設に取り組むべきである。そのためにはセンターが組織をあげて綿密な研究をなし、エビデンスを整備した上で厚生労働省に提言する体制を図る必要がある。

○ 一方で、卒業生に対して学士や学位の授与が可能となるような組織改組をも考慮すべきである。学士または学位の授与が可能になる教育機関とは、大学、大学校、専門職大学院である。現在、学院は厚生労働省に属する専修学校であり、教官は厚生労働教官の官職にある。仮に学院を大学に改組することができれば、学士や学位の授与は可能となるが、学院が文部科学省を所管官庁とする大学に移行することには制度上の大きな困難が伴う。そればかりでなく、センターの各部門の取組を養成・研修事業を通して普及させること、センターが新たに取り組む事業に有用な人材を養成することなどは、やはり通常の福祉系大学として実施することは困難であり、これを失えば学院の特色も失われる。

これらを可能としつつ各学科が抱える問題を解決するためには、「専修学校」から「大学」に変えるのではなく、厚生労働省所管の「大学校」への改組を視野に検討を進めることが現実的な対応であると考えられる。大学校にあっても、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」の認定を得れば、学士、修士の学位を取得することが可能である。

ただし、学位を授与できる者について学校教育法では、「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの」とされていることから、資格制度が確立していない視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科については、当該認定を受けることが出来るかどうかという問題がある。今後は、資格に係る法整備も視野に入れた取り組みを、センターとして推進していくことが必要である。

○ 学院の使命を十全に果たすためには、既存の5学科の活動はもとより、共生社会の創造に向けて必要とされる新規の学科の創設についても議論を深めが必要である。学院養成課程の歴史が福祉・医療分野での専門職の創設であったように、不断の改革により、時代の要請に応じて新規の専門職養成に先鞭を付けることは、時代をリードする当学院に課せられた最も大きな使命と言えよう。

(5) 情報の収集・提供

- 情報の収集・提供についてはセンター横断の組織として情報委員会を設け、この中で情報の取扱方針及び対象となる情報の種類等を決定し、各部門が開発した情報やセンターの運営に関する情報等をセンターのホームページ、定期刊行物（国リハニュース）、シンポジウム等を通して企画課から発信する扱いとしている。
- しかし、前述したとおり国内外の最新情報を収集するための体制、また、これを効果的に発信するための体制は不十分なままとなっており、現状では視察の受入れや国際セミナー、国際協力の場における発信など、各部門における取組に委ねる形となっている。
- 障害者支援にかかるナショナルセンターとしての役割を發揮するためには、障害者団体や支援施設、障害当事者やその家族が求める情報を適時に収集し、これを利用しやすい形に編集して発信するための体制を確立することが急務である。
- このため、情報については自治体立のリハビリテーションセンターや民間施設、当事者団体等とのコミュニケーションを密にし、障害者施策全体の情報センターとしての認識を得たうえで、センターのホームページ上に情報専門のスペースを設けて登録者の責任によって情報掲載が行われるようにするなどの改善を図るとともに、アクセシビリティーの向上、ホームページの団体等との相互リンクについても推進することとしたい。

(6) 国際協力

- センターの国際協力事業については、センター横断の組織として国際協力事業推進本部及びその下部機関として国際協力推進連絡協議会を設置し、これらが活動計画の作成、協力の具体的実施にかかる課題の解決等に当たることとしている。
- 現状では、リハマニュアルを作成しWHOやその加盟国へ配布して技術の向上を支援しており、また、各国のリハビリニーズ調査などを実施し、WHO指定研究協力センターとして国際セミナーや各種シンポジウムを開催し、国内外へ情報の発信や啓蒙に努めているほか、JICA事業への協力、海外への直接協力等を行っている。
- 今後の課題としては、現在進めているWHOやJICAを通じた支援を更に充実させるとともに、独自の企画による支援についても強化していくことが必要と考えている。
- また、英語版ホームページの充実によって情報を直接発信するなどの支援、WHOやJICA以外の団体への協力関係の拡大なども重要であると考える。

(7) その他の課題

ア センターの組織

- センター病院の事務部門については、設立時には20床という最小の規模であったことから管理部会計課に医事管理室を置いて会計課全体でその事務処理に当たることとし、その後の増床の際には管理部の組織のままで医事管理課に改組しているが、この体制が今日まで続いている。
- 研究所と学院の事務についても、設立時には事務を処理する組織が両部門になかったことから管理部企画課の組織として研究所係、学院係を設けており、事務関係の他の職種が両部門に配置された以降においても、この体制が存続している。
- センターの設立以来30年近くが経過しているが、組織の基本的枠組みはこのように設立時のままとなっており、それぞれの部門としての責任の所在が不明確になるなど、効果的な役割の達成に支障を生じていることが懸念される状況となっている。
ついては、各部門の組織が部門長の下に明確に位置づけられ、部門に固有の課題等については部門一体となって取り組むことのできる体制とすることが必要である。
- また、単に未整理な部分の整理に止まらず、新たな時代に対応するためにセンターの各部門の事業を企画・調整し、その取組を支えることのできる総合調整部門を設置することが必要である。
この成功のためには、センター職員に対し、各部門長からのラインによる指揮命令と、総合調整部門としてのプロジェクト的業務が規定され、部門横断的に矛盾なく遂行される体制の両様の整備が必要である。
このため、総合調整部門の組織として各部門を横断する指揮命令系統であるユニット制等を敷き、総長の下に長期の展望に立って時々の課題に対して機動的に対処することのできる仕組とすることが必要であると考える。

イ センターの施設

- センター創設30周年を間近に控え、各所に老朽化が目立ちはじめたほか、新たな耐震基準への適合等安全の確保、新たに取り組む障害分野に対応した施設整備、センター全体を高機能化させるための効果的再配置など、ハード面で改善しなければならない点も山積している。
- センター全体の中長期の目標を見据え、これに対応した施設となるよう、今後計画的に取り組むこととしたい。

3 今後の方向

障害者の自立と社会参加を実現するための、国レベルにおける実践部隊の中心が当センターである。地方自治体の障害者施策を牽引し、底上げするとともに、民間ではなかなか手が届かない重度の障害者を直接支援し、民間でも対応可能となるように研究開発を進め、あらたに浮上してくるリハビリテーションニーズへの支援技術を開発するなど、センターには時代とともに常に新たな役割が課せられる。

センターは、障害者支援にかかるナショナルセンターとして、研究所以外の部門においても、研究指向をもって、その能力、可能性の全てを發揮して、障害当事者と諸制度との橋渡し役、共生社会を目指しソーシャルインクルージョンを推し進めるエンジン役となるとともに、その実践から体得した知恵を障害者行政に活かすシンクタンクとしての役割を果たしていきたい。

様々な障害のある人々の社会参加のためには、あらゆる分野について、障害のない多数の者のみに配慮された状態から全ての人に適切に配慮された状態へと変化させてゆくことが必要である。配慮の平等化による万人の参加の実現、ここに今後の30年を展望する鍵、センターの目指すべき方向があると考える。

この中間報告は、このような問題意識の上から、センター内に各部門長等をメンバーとする「国立身体障害者リハビリテーションセンターのあり方に関する検討委員会」を設け、センターの将来構想（グランドデザイン）を中心に検討を重ね、結果を取りまとめたものである。

本中間報告においては、センターと地域との連携の強化、初期診療を担当する医療機関との連携、家族に対する支援、関係機関との協力体制の整備、センター周辺地域との関係の再構築、更には、高次脳機能障害者に対する支援体制について民間施設でも取組が可能な訓練プログラムの提示、病院退院後や更生訓練所修了後の地域生活への円滑な引継ぎなど、地域や他の機関、各自治体との連携ないし協力関係の構築が前提となる内容が多数取り上げられている。今後の30年を展望すれば、これら関係団体等との協力関係がなくては、センターの機能は発揮できない時代となっている。

今後は、各自治体や障害者関係機関はもとより、障害者医療を研究・開発する他の機関、介護保険事業者、地域における保健・福祉の推進主体等との連携を深めながら、子供から高齢者まで、障害のある人々がそれぞれの地域にあって共に充実した生活を営むことができる社会の構築に向け、関係行政との共同歩調を保ちつつ、センターの総力をあげて取り組んでいくこととしたい。

折りしも、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部においては国立身体障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方等を検討するための有識者会議が設置されることから、当センター自身が考えるこれまでの取組の成果及び今後取り組むべき方向について、有識者会議におけるご議論の資料に加えていただければ幸甚である。